



令和2年度予算案において、「地域医療介護総合確保基金」の対象に、
介護付きホームの開設準備経費などが盛り込まれました！

2019年12月20日に令和2年度政府予算案が閣議決定され、その中で、「地域医療介護総合確保基金」の対象に介護付きホームを追加することも盛り込まれましたので、情報提供いたします。

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームも補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設）

- 現行支援対象施設



- **特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム**

- ※ 施設整備費については、小規模（定員29名以下）の施設に限る。
- ※ 養護老人ホーム、ケアハウスは現行も支援対象。

（最大補助単価）

- 施設整備費
1 定員あたり 448万円
- 開設準備経費
1 定員あたり 83.9万円
- 定期借地権設定のための一時金支援
路線価額の1/4

（補助要件）

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

「地域医療介護総合確保基金」とは、平成26年度から消費税増収分等を活用して創設された財政支援制度で、各都道府県に設置されています。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施しています。

令和2年度から、すべての介護付きホームの整備促進のための

- ① 開設準備経費（最大83.9万円/定員）
 - ② 地域密着型の介護付きホームの施設整備費（最大448万円/定員）（一部の都道府県に限る）
- が補助対象となる予定です。

地域医療介護総合確保基金は、都道府県ごとに計画が立てられます。介護付きホームの補助内容・スケジュールは、国の予算成立後、都道府県にご確認ください。

今回、新たな補助制度が設けられますが、地域の介護ニーズを踏まえ、趣旨に沿った整備をご検討いただきますよう、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

